

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
ダブルバルーン内視鏡システム 一式
仕様書

公立大学法人福島県立医科大学

1 調達物品名及び構成内訳

ダブルバルーン内視鏡システム 一式

(構成内訳)

別記のとおり。

2 納入期限

令和8年1月30日(金)

3 納入場所

学法人福島県立医科大学会津医療センター

(福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地 2)

4 技術的要件の概要

当院既設の内視鏡システムと組み合わせて使用可能であること。

5 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

ダブルバルーン内視鏡システムに関しては以下の要件を満たすこと。

5-1 プロセッサについては、以下の要件を満たすこと。

5-1-1 映像出力端子は、RGB・ビデオ・DVI・3G-SDI・12G-SDI を各 1 系統以上有していること。

5-1-2 画像記録メディアにて画像を記録・再生可能であること。。

5-1-3 電子拡大機能・色彩強調機能・輪郭強調機能を有すること。。

5-1-4 画像強調機能は狭帯域光観察、及び赤色の色差強調が可能であること。

5-1-5 LED 光源一体型であり、コンパクトかつ省エネルギーであること。

5-1-6 適切な光量を自動で選択可能な自動調光機能を有していること。

5-1-7 送気機能を有しており、送気強度の切替が 3 段階以上可能であること。

5-1-8 当院既設の内視鏡画像診断支援システムと連携可能であること。

5-2 ダブルバルーン内視鏡システムについては、以下の要件を満たすこと。

5-2-1 先端部外径が 9.4 mm以下であること。

5-2-2 ウォータージェット機能を有し、補助送水口を使用して観察部を洗浄可能であること。

5-2-3 鉗子口径は 3.2 mm以上であること。

5-2-4 LED 光を使用して、狭帯域光観察ができること。

5-2-5 当院既設のバルーンコントローラーと組み合わせて使用可能であること。

付帯事項

1 装置据付関連工事

- 1-1 設置場所については、当センター担当者の指示によること。
- 1-2 装置の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続については契約者の負担によって実施することとし、当センター担当者と協議の上その指示によること。また、搬入の際には契約者が立会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。また、万が一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、契約者の責任において現状に復するものとする。
- 1-3 本仕様書に示した各機器がネットワーク上で適正に作動するために必要なケーブル等の機器類(ソフトウェアも含む)は、仕様書に記載がなくとも契約者の負担で整備すること。また、各機器の動作確認及び装置全体の動作確認を行うこと。
- 1-4 接続するために必要なケーブル、コネクタ類は全て本契約に含めて用意すること。
- 1-5 装置使用の如何にかかわらず、温度及び湿度による装置への悪影響を回避するため、一定の温度及び湿度を確保できるようにすること。
- 1-6 納期のスケジュールの打合せを事前に行い、そのスケジュールに従い完了すること。

2 保守体制

- 2-1 医療機器が正常に動作するように、納入検査確認後1年間は無償で定期点検等を行い、動作に支障が生じないように努めること。
- 2-2 年間を通じて平日8:00~20:00の間、連絡が取れる体制であること。
- 2-3 装置の運用を円滑にするための技術的サポートを行うこと。
- 2-4 保守に関わる装置、機器の消耗品及び劣化した部品は交換可能であること。

3 教育体制

- 3-1 装置の据付及び調整終了後、操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。また、必要に応じて、導入装置と同式装置にて実際の操作あるいは、オリエンテーションを当センター職員が受ける機会を設けること。
- 3-2 装置稼働後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- 3-3 教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。
- 3-4 各装置の操作マニュアルは、日本語版を各1部(納入台数分)提出すること。

4 その他

- 4-1 医療法の申請に必要な書類作成等の支援及び調達を行うこと。
- 4-2 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- 4-3 装置納入後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、受注者は協議に応じること。
- 4-4 無償保証期間は装置引渡し後1年とし、期間中に生じたトラブルは十分把握し、期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。
- 4-5 本契約にて納入する本体及び付属品については、納入後における保険診療上の施設

基準等を満たす仕様であること。

- 4-6 その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜当センター担当者との協議に応じること。